

大和郡山市上下水道部窓口受付・滞納整理等包括委託事業

入札説明書

令和2年10月20日

大和郡山市

目 次

第 1	公告日	-----	1
第 2	発注者	-----	1
第 3	担当窓口	-----	1
第 4	事業概要	-----	1
1	事業名称	-----	1
2	事業場所	-----	1
3	アドバイザー	-----	1
4	事業概要	-----	2
5	事業期間等	-----	2
第 5	事業者選定の手続	-----	3
1	契約締結までの流れ	-----	3
2	契約締結までのスケジュール	-----	4
第 6	募集要項	-----	5
1	募集要項の構成	-----	5
2	募集要項の公表	-----	5
3	募集要項に関する質疑回答	-----	5
第 7	参加資格要件等	-----	5
1	応募者の構成	-----	6
2	応募者の参加資格要件等	-----	6
3	参加資格の取り消し等	-----	8
第 8	参考資料の閲覧	-----	8
1	申込み期間	-----	9
2	閲覧期間	-----	9
3	閲覧時間	-----	9
4	申込み、及び閲覧場所	-----	9
第 9	現地の視察	-----	9
1	申込み期間	-----	9
2	視察日	-----	9
3	集合時間	-----	9
4	視察方法	-----	9
第 10	資格審査（参加資格の確認）	-----	9
1	資格審査申請書類の構成	-----	9
2	資格審査申請書類の提出	-----	10
3	資格審査結果	-----	10
第 11	入札書類の提出	-----	10
1	入札書類の構成	-----	10
2	入札書類の提出	-----	10
3	予定価格	-----	11
4	最低制限価格	-----	11

5	ヒアリングの実施	11
6	入札書の開札等	12
7	入札の辞退	12
8	入札の無効及び失格	12
9	応募にあたっての留意事項	13
10	入札書類の修正等	13
11	著作権	13
第 12	入札書類の審査	14
1	選定委員会の設置	14
2	審査方法	14
3	審査事項	14
4	審査結果の通知	14
5	審査結果の公表	14
第 13	落札者決定後の手続	14
1	契約詳細の協議	14
2	事業契約の締結	14
3	落札者が事業契約を締結しない場合	15
4	入札価格内訳書の提出	15
第 14	入札保証金、契約保証金	15
1	入札保証金	15
2	契約保証金	15
第 15	その他	15
1	審査結果についての説明請求	15
2	費用負担	15
3	使用言語、計量単位、通貨及び時刻	16
第 16	事業費の支払	16
1	事業費の支払方法	16
2	事業費の増減額	16

本入札説明書は、「大和郡山市上下水道部窓口受付・滞納整理等包括委託事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により選定するにあたり適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、様式集）によるものとする。

本事業の入札に参加することを希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の内容を十分理解の上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料の作成等を行うものとする。

第1 公告日

令和2年10月20日

第2 発注者

大和郡山市長 上 田 清

第3 担当窓口

本入札において、本事業の入札手続及び契約事務を担当する窓口（以下「担当窓口」という。）は、以下のとおりとする。

大和郡山市上下水道部業務課

住 所： 〒639-1001 大和郡山市植槻町6-10

T E L： 0743-53-3661

F A X： 0743-52-1923

E-mail： suigyo@city.yamatokoriyama.lg.jp

第4 事業概要

1 事業名称

大和郡山市上下水道部窓口受付・滞納整理等包括委託事業

2 事業場所

(1) 大和郡山市上下水道部お客さまセンター（以下「お客さまセンター」という。）

大和郡山市植槻町6-10（北郡山浄水場内）

(2) 大和郡山市水道事業給水区域内一円（以下「給水区域」という。）

3 アドバイザー

本事業の事業者選定事務に対する助言を行うものとして以下のアドバイザーを置く。

日本水工設計株式会社

4 事業概要

本事業が対象とする業務は、以下のものである。

整理番号	業務内容
①	上下水道部お客さまセンターの窓口受付業務
②	上下水道料金の滞納整理業務
③	給水停止にかかる関連業務
④	量水器管理業務
⑤	量水器取替関連業務
⑥	量水器検針関連業務
⑦	量水器新既開取付及び引き上げ業務
⑧	量水器開閉栓業務
⑨	止水栓等の取替等業務
⑩	指定給水工事事業者各種受付業務
⑪	上下水道庁舎の宿日直業務
⑫	長期水道未使用者調査業務
⑬	緊急時応援業務

5 事業期間等

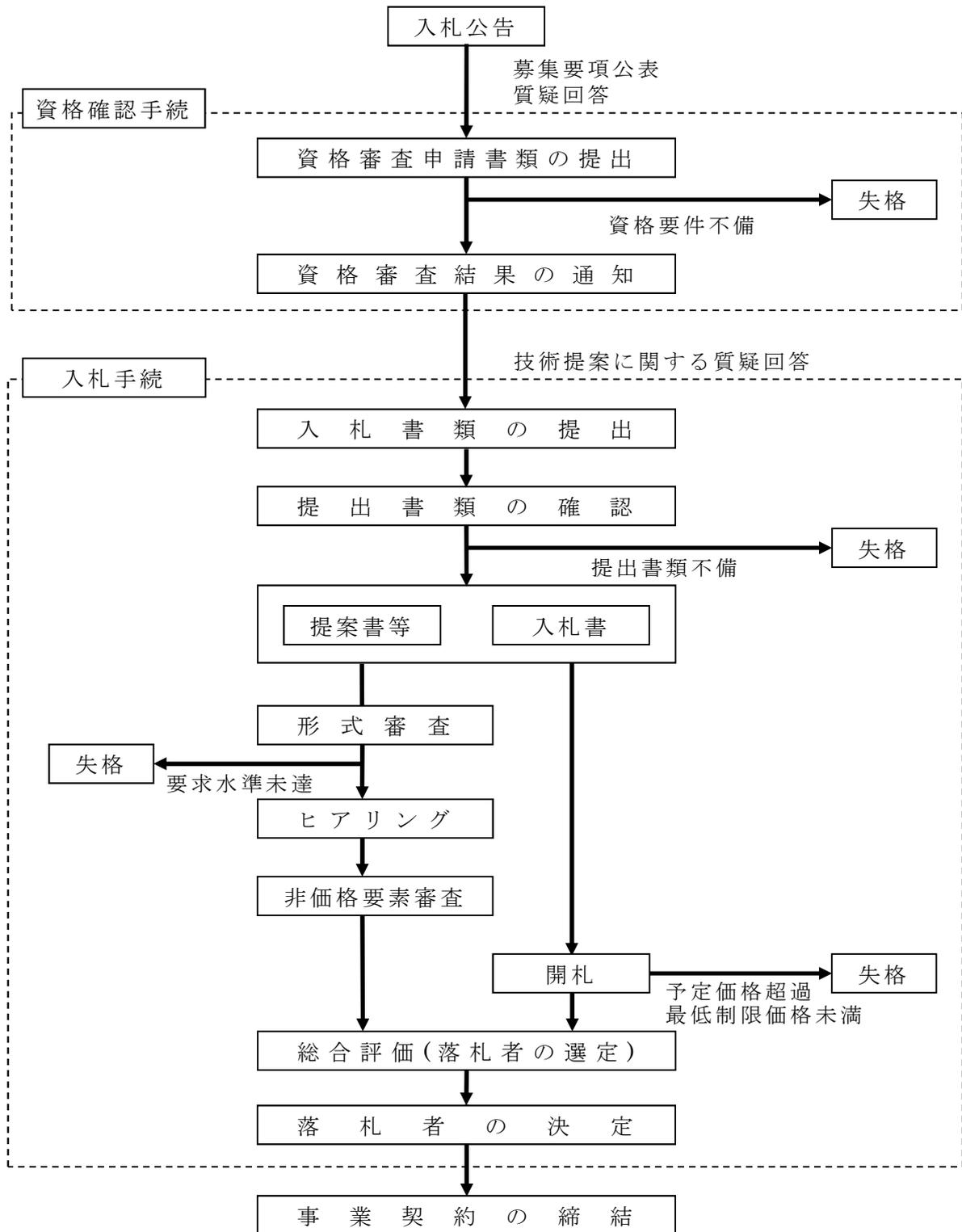
事業準備期間、履行期間及び事業期間は以下のとおりとする。

- (1) 事業期間 : 事業契約締結日 ~ 令和8年9月30日
- (2) 事業準備期間 : 事業契約締結日 ~ 令和3年9月30日
- (3) 履行期間 : 令和3年10月1日 ~ 令和8年9月30日

第5 事業者選定の手続

1 契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりであり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により民間事業者の選定を行う。



2 契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュール（予定）は以下のとおりである。

No	内 容	時 期
①	入 札 公 告	令和2年10月20日（火）
②	募 集 要 項 の 配 布 開 始	令和2年10月20日（火）
③	募 集 要 項 の 質 疑 の 受 付	令和2年10月21日（水） ～令和2年11月6日（金）
④	募 集 要 項 の 質 疑 に 対 す る 回 答	令和2年11月16日（月）まで
⑤	資 格 審 査 申 請 書 受 付 の 締 め 切 り	令和2年11月30日（月）
⑥	資 格 審 査 結 果 の 通 知	令和2年12月25日（金）
⑦	技 術 提 案 の 質 疑 の 受 付	令和2年12月25日（金） ～令和3年1月6日（水）
⑧	技 術 提 案 の 質 疑 に 関 す る 回 答	令和3年1月15日（金）まで
⑨	入 札 書 類 の 提 出 日	令和3年1月22日（金）
⑩	技 術 提 案 に 対 す る ヒ ア リ ン グ	令和3年2月24日（水） ～令和3年2月25日（木）
⑪	入 札 書 の 開 札	令和3年2月25日（木）
⑫	落 札 者 の 決 定	令和3年2月25日（木）
⑬	落 札 者 の 公 表	令和3年2月25日（木）
⑭	契 約 詳 細 の 協 議	令和3年3月
⑮	事 業 契 約 締 結 の 協 議	令和3年3月～4月
⑯	事 業 契 約 の 締 結	令和3年4月
⑰	包 括 委 託 事 業 の 開 始	令和3年10月1日（金）

なお、上記スケジュール（予定）は応募者の応募資料提出の状況、事業者選定委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

第6 募集要項

1 募集要項の構成

募集要項は以下の(1)～(6)の書類により構成される。これらの書類は応募資料及び入札書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- (1) 入札説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 落札者決定基準
- (4) 様式集（資格審査関係）
- (5) 様式集（形式審査関係）
- (6) 事業契約書（案）

2 募集要項の公表

募集要項は、令和2年10月20日（火）から市のホームページに公表するので、ダウンロードし取得すること。

市のホームページURL

<https://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/nyuusatu/info/006096.html>

3 募集要項に関する質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 募集要項に関する質疑がある場合は、「募集要項に関する質疑書」（様式第1号）を電子メールにより、以下に示す期間内に「担当窓口」まで提出するものとする。原則として、持込み、郵送、電話、ファックス及び口頭等による質疑は受け付けない。

（質疑の受付期間）

令和2年10月21日（水）から令和2年11月6日（金） 午後4時まで

イ メールの表題は「募集要項に関する質疑」とすること。

ウ 質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。

(2) 質疑に対する回答

ア 質疑に対する回答は、以下に示す日までに市のホームページにおいて随時公表する。

（質疑の回答公表日）

令和2年11月16日（月）までに公表

イ 提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

第7 参加資格要件等

入札に参加する単体企業（以下「応募企業」という。）又は応募企業と協力会社（応募企業以外の者で、事業開始後、応募企業から包括委託事業の一部を請負又は受

託することを予定している者をいう。以下同じ。)のグループは、以下の資格要件を全て満たすものとする。(以下、応募企業単独による参加の場合、応募企業と協力会社のグループによる参加の場合とも、入札に参加しようとするものを指して「応募者」という。)また、市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

1 応募者の構成

(1) 応募企業に関する事項

応募企業は、本事業を実施する予定の単体企業とする。また、応募企業は、応募企業と協力会社が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

(2) 協力会社による業務範囲

「第4、4」に示す業務のうち、①、②は応募企業が直営で履行するものとし、協力会社による履行は認めない。

(3) 変更について

協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではないが、変更後の協力会社は、当初の協力会社と同等の業務実績を有するものであることを原則とし、協力会社を変更した後も第7、2、(2)に示す要件を満たさなければならない。

(4) 否認事項

以下の事項については、これを認めない。

ア 契約締結までの間、応募企業、又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、又は協力会社となること。

イ 契約締結までの間、応募企業、又は協力会社のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社に該当する各法人が、他の応募企業、又は協力会社となること。

ウ 同一応募者が複数の提案を行うこと。

2 応募者の参加資格要件等

(1) 応募企業、又は協力会社に共通の参加資格要件

応募企業、又は協力会社は、以下の要件を満たすこととする。

ア 本事業を遂行するに足る、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

イ 資格審査申請書等の提出日から落札者決定までの期間に、本市、並びに本市以外の官公署より、指名停止措置を受けているものでないこと。

ウ 大和郡山市暴力団排除条例(平成23年大和郡山市条例第21号)第2条の規定による暴力団又は暴力団員に該当しない者であること、並びに、以下に示す各事項に該当しないこと。

(ア) 当該者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であるとき。

(イ) 暴力団又は暴力団員が当該者の経営に実質的に関与しているとき。

(ウ) 当該者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利

益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているとき（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む）。

- (エ) 当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (オ) 上記(ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (カ) 市発注に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記(ア)から(オ)のいずれかに該当することを知りながらこれを締結したとき。
- (キ) 当該者が上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記(カ)に該当する場合を除く。）であって、市長が当該者に当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、当該者が正当な理由なしにこれに従わなかったとき。
- (ク) 市の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

エ 本事業に関する市の発注支援業務を受託した日本水工設計株式会社又は当該受託企業との関連を持つ者でないこと。

オ 第12に記載する「事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の委員と現在、利害関係又は雇用関係にある者でないこと。

カ 公告日直前に終了した事業年度（1年分）に係わる国税及び地方税の滞納がない者であること。

キ 以下に示す各法律の規定に該当する者でないこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加資格のない者。
- (イ) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申し立てを行っている者。
- (ウ) 会社法施行前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告を行っている者。
- (エ) 旧破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申し立てを行っている者。
- (オ) 旧和議法（大正11年法律72号）第12条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和27年法律第172条）第30条の規定による更生手続開始申立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てを行っている者。
- (カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。（ただし、旧会社更生法及び会社更生

法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く。）

(2) 本事業に類似した包括委託業務に係る実績

応募者は、市町村等（一部事務組合を含む。）が設置する給水人口50,001人以上の水道事業において、以下に示す実績要件を全て満たす者であることとする。

このうちアとイは、応募企業が実績要件を満たすこととし、ウ、エ、オ、カについては、応募企業又は協力会社のいずれかが実績要件を満たすこと。

ア 窓口受付業務

イ 料金の滞納整理業務

ウ 給水停止にかかる関連業務

エ 量水器取替関連業務

オ 量水器検針関連業務

カ 庁舎の宿日直業務

※上記業務の実績は過去10年間（平成22年4月以降）のものであり、令和元年度までに完了したものに限り。

3 参加資格の取り消し等

(1) 参加資格確認基準日は、資格審査申請書受付の締め切りの日とする。

(2) 応募者が、入札書類提出までの間に「第7、2」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。ただし、以下の場合は、審査を継続することができるものとする。

ア 応募者のうち、「第7、2」に掲げる資格を欠くこととなった協力会社以外の当該応募者の残存企業（以下「残存企業」という。）が、「第7、2」に掲げる資格を欠くこととなった協力会社に代わり新たな協力会社を補充した上で、応募者を構成し、かつ、入札書類提出の日までに参加資格の確認申請手続きが完了し、参加資格を得られた場合

イ 残存企業が、新たな協力会社を補充しなくても参加資格を満たしていることを市が確認できた場合

(3) 応募者を構成する企業が、入札書類提出から事業契約締結までの間に「第7、2」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

第8 参考資料の閲覧

参加資格審査を受けようとする応募者（以下、「参加希望者」という。）のうち、市が閲覧の申込みを受理したものに対し、以下の閲覧を認める。

- ・料金システム取扱説明書
- ・水量認定に係る取扱基準
- ・漏水に係る水道料金等減免基準
- ・共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱
- ・共同住宅に対する水道料金の各戸計算に関する取扱要綱

- ・ 共同住宅等(新設・既設)に対する集中検針方式による遠隔指示メーター設置に関する基準
- ・ 三階建て直結給水によるみなし水道料金取扱要綱
- ・ 大和郡山市給水停止処分基準

申込みは、「守秘義務に関する誓約書」(様式第6号)、及び「参考資料閲覧申込書」(様式第7号)に必要事項を記載して行うこと。また、「守秘義務に関する誓約書」(様式第6号)は、第9の申込みに要するものとかねてよい。

なお、申込みを行った参加希望者に対しては、「参考資料閲覧案内」を送付する。

1 申込み期間

令和2年10月20日(火)から令和2年11月6日(金)の午後4時までの期間で土曜・日曜・祝日を除く。

2 閲覧期間

令和2年11月9日(月)から令和2年11月16日(月)までの期間で土曜・日曜・祝日を除き、市が指定した日

3 閲覧時間 午前10時より午後4時までの間で市が指定した時間

4 申込み、及び閲覧場所 「担当窓口」による

第9 現地の視察

参加希望者のうち、市が視察の申込みを受理したのに対し、現地(執務スペース等)の視察を認める。

申込は、「守秘義務に関する誓約書」(様式第6号)、及び「現地の視察申込書」(様式第8号)に必要事項を記載して行うこと。また、「守秘義務に関する誓約書」(様式第6号)は、第8の申込みに要するものとかねてよい。

なお、申込みを行った参加希望者に対しては、「現地視察案内」を送付する。

1 申込み期間

令和2年10月20日(火)から令和2年11月6日(金)の午後4時までの期間で土曜・日曜・祝日を除く。

2 視察日

令和2年11月9日(月)から令和2年11月16日(月)までの期間で土曜・日曜・祝日を除き、市が指定した日時

3 集合時間

「現地視察案内」に記載

4 視察方法

視察は参加希望者ごとに行う。視察人数は原則として5名までとする。

第10 資格審査(参加資格の確認)

市は、応募者の参加資格確認を行うために資格審査を実施する。応募者は以下の内容に従って資格審査に係る申請を行い、審査を受けるものとする。

1 資格審査申請書類の構成

資格審査申請書類は以下のとおりとする。

(1) 資格審査申請書(様式第3号)

- (2) 応募者の構成（様式第4号）
- (3) 包括委託事業等の実績（様式第5号①～⑥）
- (4) (3)の実績を証明する書類
- (5) 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式第9号）

2 資格審査申請書類の提出

資格審査申請書類は、正本1部をA4版フラットファイル2穴に綴じ、PDFデータを格納した電子媒体（CD-R）を添えて、以下のとおり持参すること。

- (1) 受付期間 令和2年10月20日（火）から令和2年11月30日（月）の午後4時までの期間で土曜・日曜・祝日を除く。
- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 受付場所 「担当窓口」

3 資格審査結果

資格審査結果は、令和2年12月25日（金）に「資格審査結果通知書」として書面により応募者に通知する。

なお、資格審査結果通知書には参加者番号を示すので、入札書類の指定された箇所に記載すること。

第11 入札書類の提出

1 入札書類の構成

入札書類は以下のとおりとする。（以後、入札書類を提出した応募企業を「入札参加者」といい、入札参加者と協力会社を総称して、「入札参加者等」という。）

- (1) 技術提案書（様式第10号①～⑩）
- (2) 提案書参考資料（様式第11号）
- (3) 入札書（様式第12号）

2 入札書類の提出

(1) 提出様式

ア 提出数は、「第11、1、(1)(2)」については各々正本1部、副本9部、電子媒体（CD-R）3枚を、「第11、1、(3)」については1部を以下のとおり持参すること。

イ 提出様式としては、「第11、1、(1)(2)」はそれぞれA4版フラットファイル2穴に綴じて、「第11、1、(3)」は封筒に入れ封緘の上、封筒に入札参加者名を記載すること。

(2) 提出方法

- ア 提出期限 令和3年1月22日（金） 午前10時
- イ 受付場所 「担当窓口」
- ウ 注意事項

(ア) 電子媒体（CD-R）には、「第11、1、(1)(2)」のすべてのPDFデータと、電子データで提出が可能なオリジナルデータを、様式名称等と

関連付けたフォルダ構成、ファイル名により整理して格納すること。

(イ) 電子媒体 (CD-R) へ格納するデータの条件は次のとおりとする。

A CD-R: Windows フォーマット

B OS: Microsoft Windows 7 以降のバージョン

C 使用アプリケーション: Microsoft Word 及び Excel の 2016 以前のバージョン

(ウ) 提出書類に企業名やロゴマークは一切使用しないこと。

(エ) 提出した書類及び電子媒体は、その一切を返却しないものとする。

3 予定価格

本事業の予定価格 (税込価格) を以下のとおり設定する。

予定価格 399,469,400 円

(消費税等 36,315,400 円を含む。)

入札価格が、上記の予定価格を超過している場合や、最低制限価格を下回っている場合は、失格となる。

4 最低制限価格

別途定めることとし、公表しない。

5 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングでは選定委員会の委員より、技術提案に関する質疑を行う。

(2) 実施日 令和3年2月24日(水)から令和3年2月25日(木)

(3) 実施場所 大和郡山市上下水道部庁舎

(4) 持ち時間 質疑応答を20分とする。質疑応答前に概要説明を10分以内で行ってもよい。

(5) 説明者 ヒアリングに出席する者は1入札参加者等につき、3名以内とし、うち1名は要求水準書、第2、1、(2)に定める事業責任者(予定)とする。

(6) ヒアリングは、概ね以下の要領で実施する。

ア ヒアリングは非公開とする。

イ 個人名及び企業名は非表示とすること。

ウ ヒアリングに出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として落札者として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りでない。

エ ヒアリング会場への入退室は、事務局の指示に従うものとする。

オ 入札参加者等は、他の入札参加者等に対し、質疑応答に関する事項を見聞することは認めない。また、控室その他の場所で他の入札参加者等と接触してはならない。

カ この実施要領に違反した委員からの質疑に対する応答を行っていると選定委員会が判断した場合は、ヒアリングを中止する。

キ 公正な競争を阻害したと認められる場合には、その入札参加者等を失格と

する。

- (7) ヒアリングに関する詳細な事項は、実施に先立ってあらかじめ送付する、「ヒアリング実施要領」に示す。
- (8) 新型コロナウイルス等による感染症防止、その他不測の事態が発生したことにより、対面によるヒアリングを行うことができないと市が判断した場合は、リモート環境によるヒアリング、または書面による質疑を行うことで対面のヒアリングに替える場合がある。なお、書面による質疑とする場合は、前項(7)の「ヒアリング実施要領」に替えて、「書面質疑実施要領」に詳細な事項を示し、実施に先立ってあらかじめ送付する。

6 入札書の開札等

- (1) 日時 令和3年2月25日(木) 午後4時(予定)
- (2) 場所 上下水道部庁舎 会議室
- (3) その他
 - ア 開札は選定委員会の委員の立会いのもとで行うものとする。
 - イ 入札参加者等の立合いは行わない。
 - ウ 開札結果は、開札後直ちに発表する。

7 入札の辞退

入札参加者は、入札書類の提出後において入札を辞退することはできないものとする。

なお、辞退の場合は可能な限り早い段階にて「入札辞退届」(様式第13号)を「担当窓口」へ持参すること。

8 入札の無効及び失格

以下のいずれかに該当する場合は無効及び失格とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 市が提出を求めた証明書等を提出しなかった者の入札
- (4) 同一人がした2つ以上の入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱し、又は不明な入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札(談合の事実が明らかと認められる入札)
- (7) 募集要項等の一部についてのみ入札した入札
- (8) 入札書類が不足しているもの
- (9) 入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- (10) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (11) 入札について不正な行為があったとき
- (12) 予定価格を超える金額で入札したもの
- (13) 最低制限価格を下回る金額で入札したもの
- (14) 期限までに入札書類が到達しなかった場合

- (15) 大和郡山市契約規則（昭和39年大和郡山市規則第8号）に違反した者の入札
- (16) 前各号に掲げる者のほか、本入札に関する条件に違反したとき。

9 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は当該応募者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期若しくは取りやめることがある。
- (4) 後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる場合がある。
- (5) 市が必要と認めた場合は、入札の延期、中止、又は取り消しを行うことがある。この場合、応募者に発生した費用は応募者の負担とする。

10 入札書類の修正等

入札書類の提出後の修正、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、以下の場合において、市は適正な評価を行うため修正等を行う場合がある。

- (1) 応募者の提出する提案書等のうち、事実を証明する資料について、誤記又は記載漏れ、その他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、不備の原因が、市が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められ、かつ、当該事実について、市が保有する資料により確認できる場合は、市が保有する資料により評価する場合がある。
- (2) 応募者の提出する提案書等に、誤記又は記入漏れその他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、この誤記又は記入漏れが、その他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものであり、ヒアリング若しくは電話等による確認により、正しい記載内容を確認したときは、市において誤記の訂正又は記入漏れの補記を行ったうえで評価する場合がある。

なお、提案書等の内容に応募者を特定できる表現がある場合は、市において、抹消したあとに評価する。

- (3) 応募者の提出する提案書等に、資料の不足があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、技術提案及び事業計画の内容に影響しない事項については、資料の追加提出の指示を行う場合がある。

11 著作権

市は、著作権が応募者に帰属する入札書類について公表等の必要がある場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合、著作権を保

有する者は、当該公表について最大限配慮しなければならない。

第12 入札書類の審査

1 選定委員会の設置

市は、民間事業者の選定にあたり、選定委員会を設置し、選定委員会の審査結果に基づいて落札者を決定する。

なお、選定委員会は非公開とする。

2 審査方法

(1) 落札者の選定

選定委員会は、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札者を選定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について、各評価項目及び入札価格に応じた評価値を算出し、評価値の最も高い者を落札者として選定することで行う。

(2) 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

3 審査事項

落札者決定基準に示す。

4 審査結果の通知

審査結果は、入札参加者に対して「大和郡山市上下水道部窓口受付・滞納整理等包括委託事業事業者選定結果」として、書面により通知する。

5 審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに「大和郡山市上下水道部窓口受付・滞納整理等包括委託事業事業者選定結果」として、市のホームページにて公表する。

第13 落札者決定後の手続

1 契約詳細の協議

市と落札者は、事業契約の締結のために契約の詳細について協議を実施するものとする。ただし、契約の詳細協議は、事業契約書（案）の詳細の調整を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わないものである。

2 事業契約の締結

市は、落札者と大和郡山市上下水道部窓口受付・滞納整理等包括委託事業にかかる事業契約を締結する。なお、事業契約の締結をもって、落札者を「事業者」とする。

3 落札者が事業契約を締結しない場合

落札者が事業契約を締結しない場合は、最終審査対象者の中から「落札者決定基準」における順位の高い者から順次契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

4 入札価格内訳書の提出

市と事業契約を締結しようとする落札者等は、「第 13、1」に示す協議にあたって、市に対して「第 4、4 の①から⑫」の業務、及び事業各年度に区分された入札価格内訳書（様式任意）を提出しなければならない。

第 14 入札保証金、契約保証金

1 入札保証金

免除する。

2 契約保証金

大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 22 条に基づき、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結することにより、免除する。なお、履行保証保険契約では、契約金額の 100 分の 10 を契約保証に充てる額と定めること。

第 15 その他

1 審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかった応募者及び落札者とならなかった入札参加者は、その理由について市に対して説明を求めることができる。

(1) 説明請求受付

ア 受付の期日等

応募者又は入札参加者が、審査結果についての説明を求める場合には、審査結果を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（期間中における市の休日を除く。）に「担当窓口」へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。

イ 請求方法

(ア) 説明請求書は、持参又は郵送でのみ受け付けるものとする。

(イ) 郵送の場合は、郵便書留又は配達記録郵便とする。

(ウ) 持参の場合は、午前 10 時から午後 4 時までの受付とする。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間中における市の休日を除く。）に書面により行う。

2 費用負担

本入札説明書における上記すべての手続に関して、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

3 使用言語、計量単位、通貨及び時刻

応募に際して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法第51号）に定めるもの、通貨は日本国通貨（円）、時刻は日本標準時とする。

第16 事業費の支払

履行期間中における事業費の支払いについて以下に示す。なお、詳細については事業契約書（案）に示すものとする。

1 事業費の支払方法

市は、契約金額を履行期間の月数で分割した金額を毎月支払うものとし、事業契約書（案）の規定に従い毎月の業務報告書を受領した場合は、当該受領日から14日以内に、事業者に対して業務確認結果を通知する。ただし、事業費の減額がある場合には、その旨も併せて通知する。

なお、月割りにより支払額に端数が発生した場合、各年度の最終月（3月又は9月）に調整する。

2 事業費の増減額

事業費の増減については、事業契約書（案）に定めるもののほか、以下に示すものにより行う。

ア 収納率出来高による増減

毎年9月末時点において、現年度分収納率が、過去3年間平均より1.0%以上下回った場合は9月分委託料から50,000円を減額するものとし、1.0%以上上回った場合は50,000円を増額するものとする。過年度分収納率についても同様に50,000円を増加減する。ただし、大規模災害等その他原因により市が過去3年間平均と比較することが不適切と判断した場合を除く。なお、上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算する。

イ 第4、4、⑬緊急時応援業務に対する支払い

緊急時応援業務に対する支払額は、契約金額には含まない。緊急時応援業務に対する支払い額は、各年度に生じた費用を最終月に支払うものとする。支払額を定める方法については、要求水準書、別紙10による。